

仕様書番号	管営30-32
作成年月日	30.2.1

28号、15号機械設備交換工事

件名	28号、15号機械設備交換工事				
図名	表紙				
縮尺	—	作成年月日	平成31年2月1日	図面番号	1/2
管理課長	営繕班長	合	議	設	計
陸上自衛隊 航空学校宇都宮校 管理課 営繕班					

仕様書

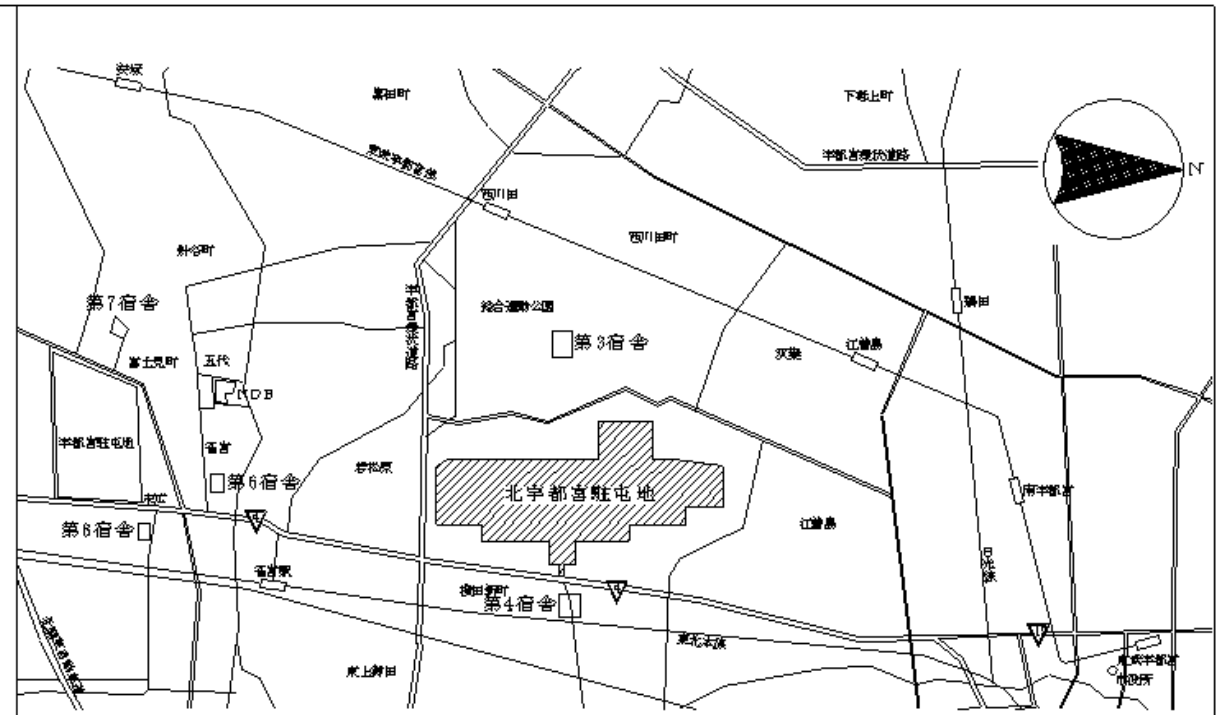
- 1 件名
28号、15号機械設備交換工事
- 2 場所
栃木県宇都宮市上横田町1360 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地
- 3 概要
発電機の冷却水ポンプ交換及び冷却水温度スイッチの交換
- 4 一般事項
 - (1) 本工事は、仕様書及び図面によるほか、国土交通省の示す公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び関係法令等に基づき実施する。
 - (2) 本工事において、仕様書と現場との内容に相違がある場合、その他疑義が生じた場合は監督官と協議をした上で、その指示に従い実施する。
 - (3) 本工事において使用する電気・水等は原則として請負者において準備するものとし、やむを得ず官側の電気・水等を使用する場合は、あらかじめ目的・期間等について監督官と調整し承認を受けた後、メーター等を付けて使用することとし、これらに係る光熱水料等は請負者の負担とする。
 - (4) 工事写真は、着工前、各工毎、完了後及び完了後に隠蔽となる部分、その他監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真帳（A4版）等に整理して提出すると共に、フィルムカメラで撮影の場合はネガを提出し、デジタルカメラで撮影の場合はデータを確実に消去し、消去確認書を監督官に提出する。
 - (5) 本工事に使用する資材はすべて新品とし、監督官の検査に合格したものを使用する。
 - (6) 本工事実施にあたり、当然必要と思われる事項は監督官の指示を受け、請負者の責任において実施する。また施工中に既存部分等を損傷または汚損等した場合は、請負者の責任において現状復旧するほか、必要に応じ損害補償を行うものとする。
 - (7) 本工事の着手に先立ち、監督官と工程について調整後、工程表その他、監督官の指示する書類を作成・提出する。
 - (8) 工事については、早朝・夜間等は行わないものとし、やむを得ず実施する場合は事前に監督官と調整する。
 - (9) 現場管理にあたっては、安全確保を全てに優先し、現場の整理整頓・危害予防及び火災予防等に十分注意しなければならない。
 - (10) 産業廃棄物等については、法令等に基づき場外搬出処分とし、工期までにマニフェスト(B)の写しを監督官に提出する。

5 特記事項

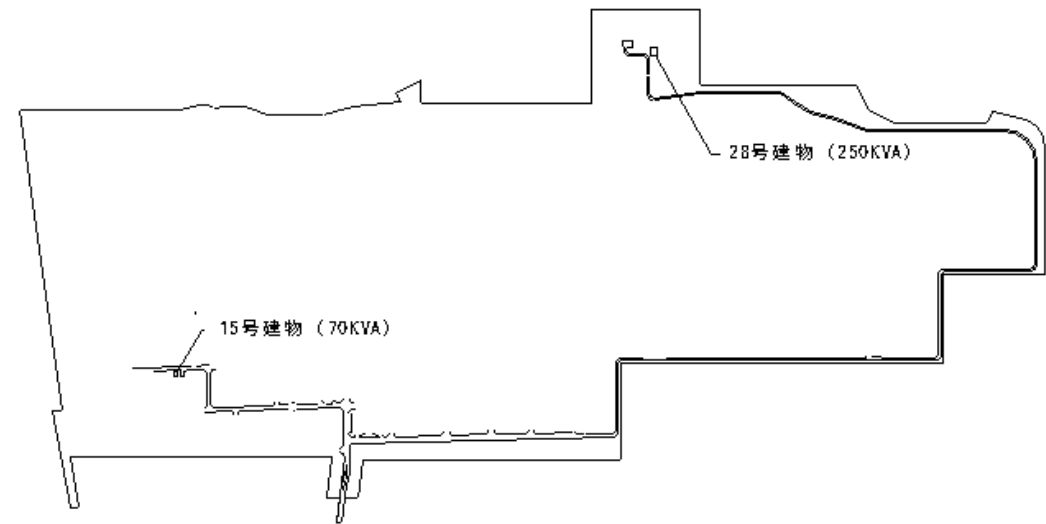
- (1) 冷却水ポンプ交換の際は、配管接続及び計装を実施すること。
- (2) 取付後は、試運転調整を実施すること。
- (3) 交換実施前に、官側と時期の調整を実施すること。
- (4) 交換部品等

建物名称	28号建物	15号建物
部品名称	冷却水ポンプ 1台	冷却水温度スイッチ 1個
メーカー	佳原製作所	三菱ふそう
型番	65LPD51.5A (※)	6D16 (エンジン型番)
発電機機器名	富士電機(株) 6HAL2-DT 6600V 250KVA	(株)明電舎 DEGMA80P10BSS 210V 70KVA

(※) 交換部品は記載メーカー同等品以上とする。



案内図 S=1:50,000



配置図 S=1:10,000

件名	28号、15号機械設備交換工事				
図名	仕様書・案内図・配置図				
縮尺	図示	作成年月日	平成31年2月1日	図面番号	2/2
陸上自衛隊 航空学校宇都宮校 管理課 営繕班					